## 米沢市営八幡原体育館等指定管理者公募に係る質疑回答書

施設名	米沢市営八幡原体育館等	主管課	スポーツ課

1	質疑	指定管理期間が前回の5回から3年に変更になりましたが、その理由をお願いします。	
	回答	米沢市公共施設等総合管理計画個別施設計画では、市営西部野球場及び八幡原緑地野球場のどちらか1施設を廃止する方向で調整を進めることとしており、今後概ね3年程で方向性を出す考えであることから、公募期間も3年に変更いたしました。	
2	質疑	リスク分担表「利用料金収入の減額」の※2で、施設修繕等指定管理者の 責めに帰さない理由で利用料金収入が大幅に落ち込んだ場合は、教育委 員会と協議、とあります。 「大幅に落ち込んだ場合」というのは見込額に対し、どの位減収になった場 合を指すのでしょうか? 具体的な数字(減収率)を教えていただければと思います。	
	回答	具体的な数字は設定していません。 ※2に記載のとおり、「市の指示による感染症拡大防止のための休業や、 施設改修等指定管理者の責めに帰さない理由で」利用料金収入が大幅に 落ち込んだ場合としていますように、どのような理由であったかが重要にな ります。 例として、施設改修の場合であれば、指定管理者の責めに帰さない理由と して、不使用になる経費(光熱水費や清掃費等の施設維持管理費)も含め て総合的に判断して協議することとなります。	
	質疑	自主事業を行う場合、利用料などの取り決めはありますか。	
3	回答	自主事業の実施は、義務付けているものではありません。 また、参加料等についての取り決めも行っておりません。 なお、施設の使用に対する利用料金については、条例で定めている範囲 内で指定管理者が金額の設定を行い、教育委員会の承認を得た額となり ます。	
4	質疑	見込み以上の収入があった場合の利用料金の使途について、市民サービスの向上に努めるものとするという文言になっているが、具体例があれば教えてほしいです。	
	回答	過去の事例としては、熱中症対策に向けた製氷機の購入、館内案内板の設置、施設の指定管理者単独のホームページの作成、公衆無線(フリーWi-Fi)の設置などが挙げられます。	